

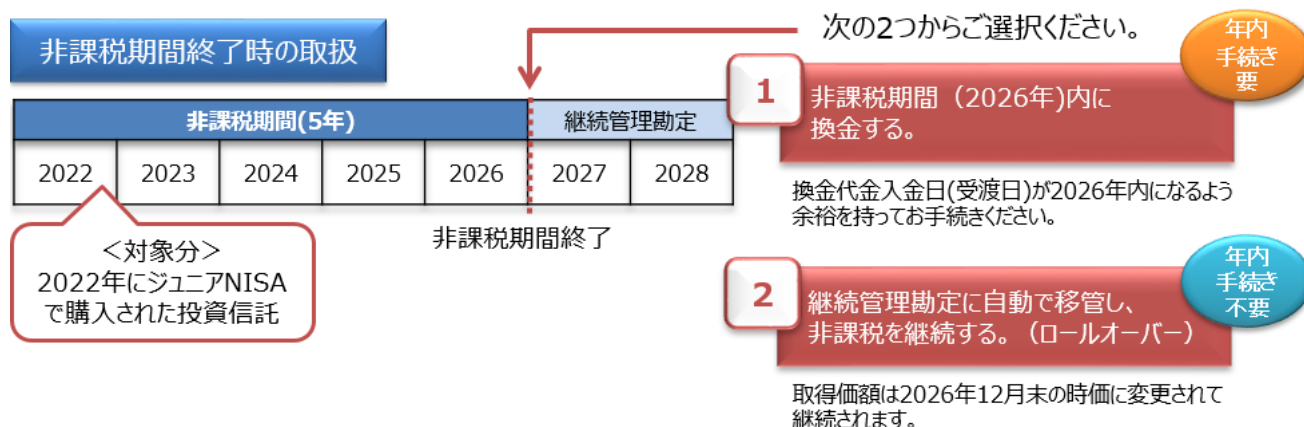
お客さまへ重要なお知らせです。

株式会社 滋賀銀行

2022 年買付分のジュニア NISA 非課税期間終了にともなう手続きのご案内

現在、ジュニア NISA にてお預りしている投資信託のうち、2022 年買付分については本年末をもって 5 年間の非課税期間が終了いたします。つきましては、下記のいずれかをご選択いただき、期日までにお手続きください。

2027年1月1日時点で18歳未満のお客さま の場合



継続管理勘定とは？

ジュニアNISAの新規口座開設および購入が終了した2024年以降に非課税期間が終了する場合、口座開設者本人が18歳になるまで金融商品を保有することができる非課税枠です。

つまり、非課税期間終了後、**2**を選択すると、1月1日時点で18歳である年の前年12月まで非課税で運用することができます。

* 継続管理勘定に上限はございません。* 継続管理勘定では新規の投資を行うことはできません。

* 継続管理勘定に自動移管された分は1月1日時点で18歳である年の1月1日に課税口座（特定口座または一般口座）に払出されますのでご注意ください。

● お手続きについて

上記で選択いただいた番号にもとづき、期日までにお手続きください。

1

ジュニアNISA非課税期間(2026年)内に換金する。

年内
手続き
要

- ◆店頭にて換金のお手続きをお願いします。お手続きについてはお取引店へご相談ください。

換金時の注意点

換金代金入金日（受渡日）が 2026 年内であること

- ◆お申込日ではございませんのでご注意ください。◆

※換金代金入金日はファンドによって異なります。

※年末はファンド休場日が増加します。余裕をもってお手続きください。

2

継続管理勘定に自動で移管し、非課税を継続する。（ロールオーバー）

年内
手続き
不要

- ◆お手続きは不要です。
◆ただし、以下の留意事項にご注意ください。

<留意事項>

- 非課税期間が終了する年の翌年 1 月 1 日時点で 18 歳未満の場合は継続管理勘定へ自動で移管（ロールオーバー）されますが、該当する NISA 口座が当行にない場合はロールオーバーできません。
- ロールオーバーされる公募株式投資信託の時価が年間のジュニア NISA 口座非課税枠を超えていても、全額ロールオーバーすることができます。
- ロールオーバーされた公募株式投資信託は、1 月 1 日時点で 18 歳である年の前年 12 月まで非課税で運用することができます。

● 注意事項

ジュニア NISA で購入された分配金受取方法が再投資の場合、分配金は課税口座（特定口座または一般口座）でのお預りとなります。

● お問い合わせについて

お取引店の窓口へご連絡ください。

（窓口）午前 9 時～午後 3 時、（電話）午前 9 時～午後 5 時、（休業日）土日祝



お取引店の
電話番号はこちらから

